

# 大泉町 公園施設長寿命化計画

平成 25 年 12 月

群馬県大泉町 都市建設部 都市整備課

## < 目 次 >

1. 都市公園整備状況	1
2. 計画期間：平成 26 年度～平成 35 年度（10 箇年）	1
3. 計画対象公園	1
①種別別箇所数	1
②選定理由	1
4. 計画対象公園施設	1
①対象公園施設数	1
②これまでの維持管理状況	1
③選定理由	2
5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要	2
6. 日常的な維持管理に関する基本的方針	2
7. 公園施設の長寿命化のための基本方針	5
8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等	7
9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果	7

## 1. 都市公園整備状況

(平成 25 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
38	35.11ha	8.6m <sup>2</sup>

## 2. 計画期間：平成 26 年度～平成 35 年度（10 箇年）

## 3. 計画対象公園

- 管理対象都市公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と設定する。

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
29	6	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2	38

※その他は緑道を示す。

### ②選定理由

- 本町の公園は設置から 30 年以上経過した公園が約半数を占め、10 年後には約 9 割に達する見込みであり、安全で安心した公園利用ができるよう公園施設の改築・更新が求められていることから、本町の全ての都市公園を計画対象に選定した。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
147	150	657	181	122	24	212

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1503	0	0	2996

### ②これまでの維持管理状況

- 街区公園では、清掃は行政区に委託している。その他の近隣公園、総合公園、緑道は委託により清掃等を実施しているほか、町職員が日常的に点検を実施している。運動施設は指定管理により維持管理を実施している。
- 遊戯施設は、小規模な遊具は町職員、大規模な遊具は委託により管理している。また、遊戯施設は、日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-S：2008」を元に、町で点検マニュアルを作成し年 3 回職員が点検を行っている。

- ・施設異常が発見された場合は、町職員が現場確認を行う。使用中止措置の場合は、使用禁止テープにて施設利用が出来ないようにし、軽微な場合はその場で処置を行っている。

### ③選定理由

- ・今後、進展する施設の老朽化に対する安全対策の強化及び改修・更新費用の平準化を図る観点から、適切な改修・更新時期の設定や維持管理方針の検討が必要なる。このため、歩道橋・体育館を除く公園内の都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条の公園施設を対象とした。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

- ・国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針及び公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り実施した健全度を把握するための点検調査結果（平成 25 年 7～10 月）は以下のとおりである。

公園施設種類	点検調査結果			
	A判定	B判定	C判定	D判定
園路広場	12	121	14	0
修景施設	0	130	15	4
休養施設	34	468	122	33
遊戯施設	0	68	111	2
運動施設	9	69	40	4
教養施設	4	20	0	0
便益施設	18	163	26	5
管理施設	62	1194	209	37
合計	139	2233	537	85

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

公園施設種類別の長寿命化のための維持管理方針は以下の通りとする。

### ①園路広場

- ・利用者の園内の移動を円滑かつ安心安全に行える必要があり、利用者にとっては、舗装面の不陸による凹凸や排水不良により利便性や快適性が損なわれる。
- ・日常点検にて、アスファルトやコンクリート等の舗装面の経年変化によるクラック

の発生や、樹木の根上がりによる不陸の発生などを注視する。日常的な維持管理で上記の異常対応を行うものとして「事後保全」による管理を行う。

- ・橋や園路橋は、特に利用者の移動を安心安全に行う必要があり、木製部の腐朽やコンクリートのひび割れ、鋼材部の錆の発生や腐食などにより構造物の性能に大きく影響を与え、利便性や快適性が損なわれる。
- ・このため、日常点検にて、歩行面や防護柵などの劣化に注視し、園路橋は日常的な維持管理で異常対応を行う「事後保全」による維持管理を行うほか、橋は、定期的な再塗装やひび割れ補修等により本体の劣化を防止する「予防保全」による維持管理を行う。

## ②修景施設

- ・花壇、植樹帯、モニュメント、パーゴラ（10 m<sup>2</sup>未満）等は、コンクリート材等の劣化、鋼材の腐食、木材の腐朽などを発見した時点で修繕を行う。修繕は、劣化部材の部分交換など、日常的な管理で維持するものとして「事後保全」による管理を行う。
- ・パーゴラは、鋼材部の腐食による劣化が発生することから、面積が10 m<sup>2</sup>以上の施設を対象に「予防保全」による管理を行う。鋼材部に定期的な塗装を施して延命化を図る。支柱が金属製、コンクリート製のパーゴラのルーバーの交換に際しては、木製から再生木材とすることにより施設の延命化を図ることも検討する。
- ・噴水は、使用頻度が少ない為、日常的な管理で維持するものとして「事後保全」による管理を行う。

## ③休養施設

- ・子供から高齢者までの幅広い年齢層が休養、コミュニケーションを図るために利用するため、やすらぎ、快適を感じる施設維持が求められる。
- ・ベンチ、スツール、野外卓、四阿（10 m<sup>2</sup>以下）等は、主に木材の劣化・腐朽等発見した時点で、防腐処理、部品交換等の修繕を行い、日常的な管理で維持するものとして「事後保全」による維持管理を行う。
- ・10 m<sup>2</sup>以上の四阿は「予防保全」による管理を行う。定期的に防腐処理を目的とした塗装を実施して延命化を図る。

## ④遊戯施設

- ・遊具に対するハザードを除去し、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保することが求められる。
- ・可動施設は、パーツの破損やボルト・ナットの緩み、塗装の剥離なども発生しやすい。このため、特に、安全性の確保の面からも「予防保全」による管理を行う。消耗部材の交換や錆び止め塗装を定期的実施して延命を図る。

#### ⑤運動施設

- ・利用者が安全安心にレクリエーションや運動が行えることを念頭にする。グラウンドやコート等の不陸や砂の損耗による地面硬化等を回避し安全性の確保が求められる。
- ・グラウンドやコート等の不陸や施設の劣化・破損、砂の損耗等を発見した時点で修繕を行う。日常的な管理で維持するものとし、「事後保全」による管理を行う。
- ・更衣室は、屋根部の損傷が見られるが利用者の立ち入る場所ではないことから、今後の劣化の推移に注視しつつ、外壁の再塗装やひび割れ補修など、「予防保全」による維持管理を行う。建具等の破損は状況に応じて修繕を実施する。
- ・相撲場の上屋は「予防保全」による管理を行う。定期的に防腐処理を目的とした塗装を実施して延命化を図る。

#### ⑥教養施設

- ・記念碑、野外ステージ、動物小屋は、コンクリート、石材の劣化、鋼材の腐食などを発見した時点で修繕を行う日常的な管理で維持するものとして「事後保全」による管理を行う。

#### ⑦便益施設

- ・水飲場は、日常点検にて、流水の可否や集水桝の機能を確認し、破損箇所を発見した時点で修繕を行う「事後保全」による管理を行う。
- ・時計台は、日常点検にて、時間調整やガラス等破損箇所の修繕を行う「事後保全」による管理を行う。
- ・便所は、設備の破損・故障がなく、公園利用者が気持ちよく利用出来る状態に保つ必要がある。面積が10㎡以上の便所は、外壁や屋根の再塗装を定期的実施して延命を図る「予防保全」による維持管理を行う。面積が10㎡以下のトイレは、日常的な清掃管理等を通じて便器や建具等の劣化に注視し、破損等発見した時点で修繕を行う「事後保全」による管理を行う。
- ・駐輪場の屋根は、鋼材の腐食などを発見した時点で塗装などによる修繕を行うなど、日常的な管理で維持するものとして「事後保全」による管理を行う。

#### ⑧管理施設

- ・フェンス、車止めは、塗装や溶接箇所の劣化、本体コンクリートの破損を発見した時点で修繕を行う。日常的な管理で維持するものとし、「事後保全」による維持管理を行う。
- ・案内板や園名板、制札板などの標識類は、本体の劣化（鋼材の腐食、木材の腐朽、コンクリートの破損）とともに、表示面の劣化に注視し、標識としての機能を維持するように努める。
- ・照明施設は、鋼材ポールの腐食など状況に応じて塗装を行うとともに、灯具の清掃やランプ取替、安定器等の取替など、日常的な管理で維持するものとし、「事後保

全」による管理を行う。

- ・電気設備、給水施設、排水施設などは、部材の劣化・破損の発見、電気関係設備の不具合等を発見した時点で修繕を行う。
- ・管理事務所等（建築物）は、「予防保全」による維持保全を行う。計画的に塗装、壁補修を行い、長寿命化を図る。

## 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

公園施設の長寿命化のための年次計画は、以下の基本方針を設定し、計画の策定を行った。

### ①施設の更新の基本方針

- ・施設の更新・補修の対象は、緊急度の「高」の施設を対象に10カ年で着実に実施することにより、老朽化した施設の適正かつ効率的な更新・補修を図り、公園施設のサービス水準の向上とともに、公園利用者が安全・安心に利用することが可能となる維持管理・更新計画とする。

### 【緊急度「高」の施設】

- 1) 健全度調査結果が「D」判定の施設
- 2) 健全度調査結果が「C」判定の予防保全型管理対象の一般施設  
…橋、パーゴラ、四阿、トイレ、救命ロープ、相撲場(上屋付)
- 3) 健全度調査結果が「C」判定の遊戯施設のうち、ハザードが「3」、劣化が「C」判定の施設

### ◆一般施設（予防保全型）

緊急度	健全度			
	A	B	C	D
事後保全 (ベンチ、車止め、照明等)	低	低	中	高
予防保全 (便所・四阿・パーゴラ等)	低	低	高	高

### ◆遊具の場合（ハザード・劣化度の状況により判定）

緊急度		劣化度			
		A	B	C	D
ハザード	0		中	中	
	1		中	中	
	2		中	中	
	3		中	高	

※健全度「C」の遊戯施設には、劣化度「A」「B」の遊具はなし。

## ②公園利用者の安全と利用状況を踏まえた年次計画

- 1) 健全度調査結果が「D」判定、「C」判定の順で対策を実施し、利用者の安全に配慮する。
- 2) 上記の同じ緊急度の施設は、公園施設の維持管理・更新の対策が効果的に発揮されるよう利用頻度の高い公園種別（総合公園、緑道、近隣公園、街区公園の順）から対策を実施する。

## ③健全度調査結果を踏まえた更新、維持管理の実施

- 1) 使用見込み期間や処分制限期間を超えていない施設であっても、点検結果でD判定の施設は更新対象として、公園利用者の安全に配慮する。
- 2) 点検調査の結果が「C」判定の施設は、処分制限期間または使用見込み期間まで計画的に活用する。計画期間内（10カ年）に、処分制限期間を超えていない施設は、計画期間内で部分的な修繕・補修を実施した上で更新する。
- 3) 点検調査の結果が「A」判定、「B」判定の施設は使用見込み期間に更新を設定する。また、計画期間内に使用見込み期間を迎える場合は、計画期間以降に対策を実施することとし、公園施設の維持管理に係る費用が最小となる維持管理・更新計画とする。ただし、日常的な維持管理や定期的な健全度調査の実施において、劣化が確認された場合は、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で適正な措置を行う。

なお、長寿命化計画は、当該計画に基づく長寿命化対策を行いながら、公園施設の利用状況、ニーズ、経済状況などを勘案し適宜見直しを行うものとする。



## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

## 9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における 10 年間のライフサイクルコスト削減額は 2,950 千円である。